入　　札　　心　　得（令和３年６月改正）

（趣旨）

第１条　競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書（案）又は委託契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

（入札保証金の納付）

第２条　入札参加者は、入札執行前に見積った総額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

（1）入札参加者が保険会社との間に、町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を町に提出して確認を得たとき。

（2）入札参加者が過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上に渡って誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、前号に準ずる者であって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

２　落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

（入札方法）

第３条　入札参加者は、入札書（別記様式１）に所要事項を記入の上工事内訳書等を添付して（以下「入札書等」という。）、入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。また、入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

２　この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税（地方消費税を含む。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。

３　入札書等は、書留郵便で差し出すことができる。この場合、封筒の表面に「何入札書」と明記しなければならない。

４　前項の入札書等が所定の入札日時までに到着しないときは、当該入札はなかったものとする。

５　入札参加者が代理人をして入札させるときは、入札執行前に委任状を提出して確認を受けなければならない。

６　入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

７　一度提出した入札書等は、書替え、引替え又は撤回することはできない。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）等に抵触する行為を行ってはならない。

　（暴力団排除に関する誓約事項）

第５条　入札参加者は、次の各号を入札書の提出をもって誓約したとみなすものとする。

（1）競争の導入による公共サービスの改革の関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第10条第4号及び第６号から第９号の暴力団排除条項に該当しないこと。

（2）暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

（3）法第10条各号の競争参加資格の欠格事項に該当しないこと。

２　前項の誓約が虚偽であり、または反したことにより不利益を被ることとなっても、異議の申し立てはしないことについても同意したとみなすものとする。

（入札の辞退）

第６条　指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前にあっては、入札辞退届（別記様式２）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

（2）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（経営事項審査結果通知書）

第６条の２　入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日の経営事項審査（以下｢経審｣という。）結果の通知を受けていなければならない。

２　前項の経審結果の通知を受けていない者は、入札を辞退しなければならない。

３　第13条第1項ただし書きについては、前項の契約予定日は本契約予定日とする。

（入札の取りやめ等）

第７条　入札参加者が協定し、又は不穏の行為をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、町長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（入札の無効）

第８条　次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

（1）入札参加資格のない者がした入札書

（2）同一人が入札した2通以上の入札書

（3）入札参加者が協定して行った入札書

（4）金額を訂正し、訂正印のない入札書

（5）記名、押印のない入札書（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）

（6）誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

（7）前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札書

（開札）

第９条　開札は、入札場所において、入札終了後直ちに入札参加者立会いにより行うものとする。

（落札者及び落札価格の決定）

第10条　入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（1）最低制限価格を設けてある場合に入札価格が最低制限価格未満であるとき。

（2）落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。（工事の請負契約に限る。）

（3）落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき。

２　前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、町が行う調査に協力しなければならない。

３　落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

４　前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

５　落札価格の決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

（再度入札）

第11条　開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとする。

２　最低制限価格を設けてある場合に、最低制限価格を下回る入札をした者は、当該入札に係る再度の入札に参加できないものとする。

（入札保証金の処理）

第12条　入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

（契約保証金の納付）

第13条　落札者は、契約締結前に契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

（1）落札者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保証保険契約書を町に提出して確認を得たとき。

（2）落札者が過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上に渡って誠実に履行した実績を有するもので、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと認めたとき。ただし、契約金額が500万円以上の場合を除く。

（3）落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証保険契約を締結したとき。

（4）契約金額が100万円未満であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認めたとき。

２　契約人が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

（契約の締結）

第14条　落札者は、落札した日の翌日から起算して５日以内（土・日、祝日（以下「休日」という。）を含む。ただし、５日目が休日の場合は、休日明けまで。）に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約については、仮契約とする。

２　前項ただし書の工事については、信濃町議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。

３　落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を町に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため必要がないと認めるときは、この限りではない。

４　契約に要する経費は契約人の負担とする。

（工事の着手）

第15条　受注者は、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日から準備期間内に工事に着手しなければならない。

　なお、準備期間は、特記仕様書又は現場説明事項に定められた期間（定めがない場合は30日）とする。

（技術者の配置等）

第16条　契約人は、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を配置しなければならない。

２　契約人は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請の状況を文書で町長に報告しなければならない。

別記様式１（第3条関係）

第　　回　　　入　　　　札　　　　書

令和　　年　　月　　日

信濃町長　　様

入　札　人

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

縦覧に供せられた建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得並びに現場を熟覧し、承諾した上で下記のとおり入札します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事箇所 |  |
| 入札金額 |  |
| 備　　考 |  |

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

　　　　　　　　　　　（連絡先は２以上記載すること。）

　　　　　　　　　　 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先１：

連絡先２：

別記様式２（第5条関係）

入札辞退届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（発注機関の長）　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

下記の工事（業務）について指名を受けましたが、下記の理由により入札を辞退します。

　　　　工事（業務）名

　　　　工事（業務）箇所

記

辞退理由（該当する番号に○印を付すこと）

　１　手持工事（業務）があり、受注しても技術者の配置等ができないため。

　２　経営事項審査の有効期間が経過しているため。

　３　営業停止処分（指名停止措置）を受けているため。

　４　その他（具体的に記入すること。）

　※入札辞退届を提出したことをもって、以降の競争入札の指名等に不利益な取扱いはいたしません。

　　　　　　　※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

　　　　　　　　（連絡先は２以上記載すること。）

　　　　　　　　　 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先１：

連絡先２：